許　可　申　請　書

令和　　　年　　　月　　　日

埼玉県越谷県土整備事務所長　様

申 請 者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　印

（ 連絡先／ＴＥＬ ）

　別紙のとおり 河川法 第 ２７ 条 の許可を申請します。

河川法第２７条第１項

（土地の形状の変更、竹木の植栽、竹木の伐採）

１　河川の名称

２　行為の目的

３　行為の場所及び行為に係る土地の面積

４　行為の内容

５　行為の方法

６　行為の期間

備　　考

　１　「（土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採）」の箇所には、該当す

　　るものを記載すること。

　２　「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。

　 (1)　土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土その他の

　　　行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

　 (2)　竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。

　３　「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。

　 (1)　機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種

　　　類、能力及び数を記載すること。

　 (2)　行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

　４　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項につ

　　いても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併

　　記すること。

（添付図書）

　１　土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

　２　縮尺５万分の１の位置図

　３　土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

　４　土地の形状を変更する行為にあっては、当該行為に係る土地の実測縦断

　　面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

　５　土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した

　　図書

　６　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘

　　さく等を行なう場合にあっては、当該土地の掘さく等を行なうことについ

　　て申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であること

　　を示す書面

　７　土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可そ

　　の他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていること

　　を示す書面又は受ける見込みに関する書面

　８　その他参考となるべき事項を記載した図書